

様式第二号の八（第八条の四の五関係）

（第1面）

産業廃棄物処理計画書

R6 年 6 月 26 日

富山市長

藤井 裕久 殿

提出者

住 所 富山市布瀬本町4番8

氏 名 大和ハウス工業㈱富山支店 支店長 川上 勝大

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号 076-422-1191

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	大和ハウス工業株式会社
事業場の所在地	富山市布瀬本末4番8
計画期間	令和6年4月1日～令和7年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
① 事業の種類	総合建設業
② 事業の規模	令和5年度、完成工事高 124億円
③ 従業員数	91名
④ 産業廃棄物の一連の処理の工程	・がれき類（コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊） →再生処理業者に委託して再生碎石として再資源化 ・ガラ陶→石膏ボードは再生処理業者に委託して、再生ボードとして再資源化 その他の一部は最終処分業者に埋め立て処理 ・金属くず→再生処理業者に委託して金属製品として再資源化 ・廃プラ→再生処理業者に委託して燃料用資源として再資源化 一部単純焼却後、埋め立て処理 ・紙くず→再生処理業者に委託して紙製品・ダンボールとして再資源化 ・繊維くず→再生処理業者に委託して量は固形燃料として再資源化 それ以外は最終処分業者に委託して単純焼却後、埋め立て処分 ・木くず →再生処理業者に委託して、チップ（合材用・燃料用）として再資源化

（日本産業規格 A列4番）

(第2面)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

別紙の通り 別表 ①-1、①-2

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（ 令和5 年度）実績】 別紙の通り 別表1	
	産業廃棄物の種類	
	排出量	t
	(これまでに実施した取組)	
②計画	【目標】	
	産業廃棄物の種類	
	排出量	t
	(今後実施する予定の取組)	

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) (分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 住宅系は指定された18品目に袋詰めにて分別する。 ※分別基準の写真一覧表掲示にて作業員への周知。 建築系は現場で指定された分別基準に基づき分別する。
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) (今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 住宅系は指定された18品目に袋詰めにて分別する。 ※分別基準の写真一覧表掲示にて作業員への周知。 建築系は現場で指定された分別基準に基づき分別する。

制定日	2008/9/1	業務標準 廃棄物管理規程	記号番号	000-24(5)-1	
改訂日	2024/4/1		改版改訂記号	B-3	5頁

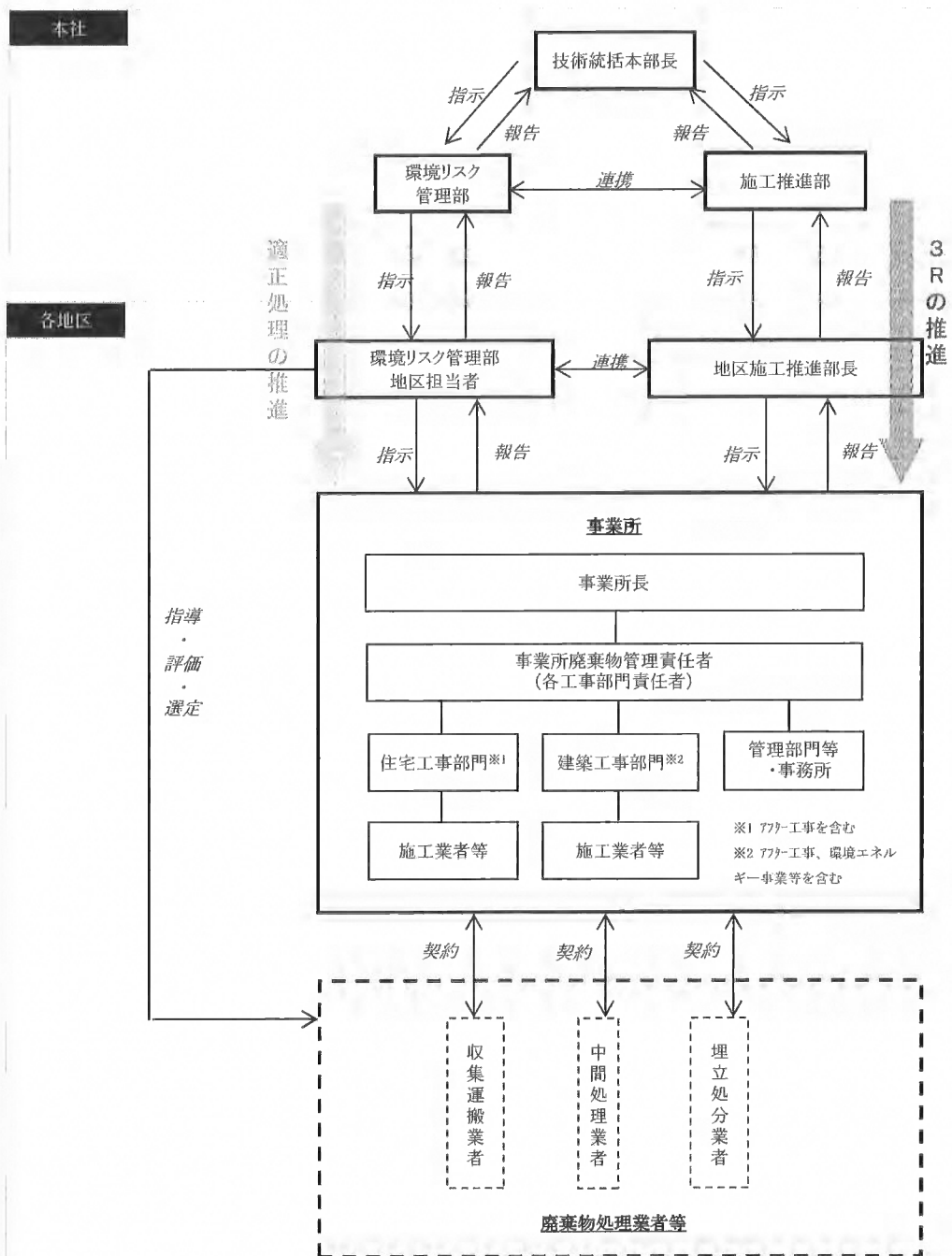
第3章 組織・体制

1. 組織

建設副産物の適正処理及び3R（リデュース、リユース、リサイクル）の推進は、下図の組織にて行う。

環境リスク管理部地区担当者は、地区内における建設副産物の処理、管理を適正に行うために、事業所、施工業者（解体、リフォーム業者を含む）及び廃棄物処理業者等に対して、必要な指示、報告徴収を行う権限を有する。

また、地区施工推進部長は、環境行動計画に基づき、地区内における建設副産物の3Rを推進する責任を負う。



別表 ①-2

制定日	2008/9/1	業務標準 廃棄物管理規程	記 号 番 号	000-24(5)-1	
改訂日	2024/4/1		改版改訂記号	B-3	6頁

2. 職務分掌

建設副産物に関する適正処理の推進及び3Rの推進において、各部門または各責任者が実施すべき主な職務を下表に示す。

区分	部門	主な職務
本社	環境リスク管理部	【適正処理の推進】 ・方針、計画の策定 ・地区廃棄物管理体制の構築 ・廃棄物、リサイクル関連法の管理、対応 ・業務標準の制定、改訂 ・e i システムの改善 ・教育の計画立案、実施 ・教育ツールの整備
	施工推進部	【適正処理の推進】 ・教育計画の立案、実施 【3Rの推進】 ・環境行動計画部門別目標の設定、管理 ・改善施策の立案、試行、全国展開
地区	環境リスク管理部 地区担当者	【適正処理の推進】 ・行政対応（条例管理、情報収集、事前協議） ・廃棄物処理業者等の評価、選定 ・廃棄物処理業者等の書類審査、現地審査 ・事業所廃棄物処理系統図の内容チェック ・委託基本契約書の承認 ・教育の実施 ・e i システムの運用支援 ・事業所の廃棄物管理状況の監査、指導
	地区施工推進部長	【適正処理の推進】 ・事業所の廃棄物管理状況の確認、指導 【3Rの推進】 ・地区目標の設定、管理 ・プレカット工法の推進 ・梱包レスの推進 ・余剰材削減の推進
事業所	事業所長	【適正処理の推進】 ・遵法性の確認 ・事業所廃棄物管理責任者の任命 ・委託基本契約書の締結
	事業所廃棄物管理責任者 (各工事部門責任者)	【適正処理の推進】 ・廃棄物処理業者等の現地審査 ・事業所廃棄物処理系統図の作成 ・委託基本契約書の作成 ・現場指導（分別、保管管理等） ・事業所廃棄物管理状況の確認 ・行政対応（報告書類の作成等） 【3Rの推進】 ・改善施策の実施
	住宅工事部門・建築工事部門	【適正処理の推進】 ・マニフェスト運用管理 ・e i システム運用管理 ・現場指導（分別、保管管理等） 【3Rの推進】 ・改善施策の実施

産業廃棄物の抑制に関する事項									
①現状	【前年度(令和5年度)実績】								
	産業廃棄物の種類	廃プラスチック	金属くず	ガラスくず及び陶磁器くず	がれき類	紙くず	木くず	繊維くず	汚泥
	排出量	186t	449t	222t	15872t	147t	170t	1.5t	262t
	(これまでに実施した取組)								
	現場で発生した廃棄物について、積極的に再利用、再生利用を推進し、設計・施工方法の改善を通じて廃棄物の発生量を削減する。 ①資材のプレカット材料の納入により端材発生量を削減する。 ②工場より納入する部材の梱包レス化の推進を図る。 ③適正な数量の資材を現場に搬入することにより、余剰材を削減する。 ④現場で発生する廃棄物を細かく分別を行い、リサイクル推進に取り組む。								
②計画	【目標】								
	産業廃棄物の種類	廃プラスチック	金属くず	ガラスくず及び陶磁器くず	がれき類	紙くず	木くず	繊維くず	汚泥
	排出量	150t	400t	150t	10000t	100t	100t	1t	150t
	(今後実施する予定の取組)								
	現場で発生した廃棄物について、積極的に再利用、再生利用を推進し、設計・施工方法の改善を通じて廃棄物の発生量を削減する。 ①資材のプレカット材料の納入により端材発生量を削減する。 ②工場より納入する部材の梱包レス化の推進を図る。 ③適正な数量の資材を現場に搬入することにより、余剰材を削減する。 ④現場で発生する廃棄物を細かく分別を行い、リサイクル推進に取り組む。								

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	t	t
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（令和5年度）実績】 別紙の通り 別表2		
	産業廃棄物の種類		
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t
	再生利用業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
	(これまでに実施した取組)		

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	全 処 理 委 託 量	t	t
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	t	t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
※事務処理欄			

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

【前年度(令和5年度)実績】								
産業廃棄物の種類	廃プラスチック	金属くず	ガラスくず及び陶磁器くず	がれき類	紙くず	木くず	繊維くず	汚泥
全処理委託量	186t	449t	222t	15872t	147t	170t	1.5t	262t
優良認定処理業者への処理委託量	186t	107t	222t	524t	34t	66t	1.5t	15t
再生利用業者への処理委託量	26t	449t	158t	15370t	145t	76t	0.2t	258t
認定熱回収業者への処理委託量	148t		0.1t		1t	91t	1t	
認定熱回収業者以外への熱回収を行う業者への処理委託量								

①現状

(これまでに実施した取組)

- ①委託先毎の廃棄物の処理系統管理を行い、廃棄物を系統通りの処理を行わせる。
- ②委託先の事務所、処理施設の視察訪問を行い、マニフェスト管理、廃棄物の処理工程が適正にされているか確認する。
- ③委託先の処理系統中の再生業者への委託量の管理を行い、再生利用の促進を図る。
- ④委託先の優良認定処理業者登録の促進を図る。

[illegible]

(第6面)

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3) ④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。